



三好市では、受益者の皆様に対し給水サービスの向上を第一に水道事業経営をしてまいりました。しかしながら、事業収支における状況は、給水人口の減少や地域社会構造の変化などにより減収が続いています。費用については、老朽施設の更新・施設の耐震化などの設備投資に伴う建設改良費や減価償却費など、資本費が増加し、地方公営企業として事業経営が困難な状況です。

安全な水を安定供給し、ライフラインとして水道事業を継続するためには、財政基盤の健全化が必要不可欠であり、今後、経常費用の削減と経営の効率化を図り健全経営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

# 4月から 一般用水道基本料金が 改定されます

今回改定されるのは、左に示した上水道および簡易水道の地区の、用途が一般用の水道基本料金です。お使用の用途は毎月の検針お知らせ票もしくは納付書に記載されています。

なお、今回の改定では、池田の他の簡易水道および西祖谷、東祖谷簡易水道の変更はありません。また、各地区の他の用途およびメーター貸付料金の改定は行いません。

※料金はすべて税込みです。

上水道			
用途	1か月基本料金		
	水量	料金	
一般用	10 m <sup>3</sup>	1,470 円	→
	10 m <sup>3</sup>	<b>1,680 円</b>	

三野簡易水道			
用途	1か月基本料金		
	水量	料金	
一般用	0 ~ 5 m <sup>3</sup>	577.5 円	→
	6 ~ 10 m <sup>3</sup>	1,155 円	

井川(辻・井内・西井川簡易水道)			
用途	1か月基本料金		
	水量	料金	
一般用	10 m <sup>3</sup>	1,155 円	→
	10 m <sup>3</sup>	<b>1,365 円</b>	

山城(川口・下名・大野・猫坊・北部・西部部簡易水道)			
用途	1か月基本料金		
	水量	料金	
一般用	10 m <sup>3</sup>	1,400 円	→
	10 m <sup>3</sup>	<b>1,680 円</b>	

山城(大津上西字簡易水道)			
用途	1か月基本料金		
	水量	料金	
一般用	10 m <sup>3</sup>	1,000 円	→
	10 m <sup>3</sup>	<b>1,260 円</b>	

池田(大利川崎簡易水道)			
用途	1か月基本料金		
	水量	料金	
一般用	10 m <sup>3</sup>	945 円	→
	10 m <sup>3</sup>	<b>1,155 円</b>	

## 料金改定に伴い 水道料金の軽減措置を 新設します

### ■ 軽減内容および対象要件

- 上水道・簡易水道の給水区域の方**(飲料水供給施設および簡易給水施設の地区は対象になりません)、次の要件を満たした水栓を、申請により毎月の基本料金を10%軽減します。
- 75歳以上で構成される前年度市民税非課税世帯
  - 身体障害者1・2級の者を有する前年度市民税非課税世帯
  - 精神障害者1級もしくは療育手帳A判定の者を有する前年度市民税非課税世帯

### ■ 申請の方法

- 【要件①の場合】**  
申請書下部にある申請理由証明欄に、自治会長の方の証明が必要となります。居住地域の自治会長の方に本申請書提出前に証明をいただいでください。
- 【要件②・③の場合】**  
自治会長の証明は必要ありませんので、申請書と、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、または療育手帳を持参もしくは等級がわかる写しを、添付してください。

### ■ 軽減の期間

申請の翌月(申請書および証明、添付資料が出揃った時点)分から、次年度の5月分まで、または要件に該当しなくなった月までの水道料金が対象となり、**毎年更新申請が必要となります**。該当となる方には、更新時に案内を送付します。

※該当要件には全て市民税非課税世帯であることが必要となりますので、市役所税務課での申告を済ませてください。また、年度内の転入などにより三好市に税情報がない方は、以前にお住まいの自治体で世帯全員が非課税であることの証明書の添付が必要となります。

申請書の交付および受付は、3月から水道課の窓口で行っています。書類が必要な方は水道課までお越しいただくか電話でご連絡ください。

**4月分料金からの軽減の適用は平成24年4月10日到着分までとし、その後の到着分は次月からの適用となる場合があります。**

初回は申請が多く混雑することが予想されますので、できるだけ余裕を持って早めに申請をお願いいたします。

なお、申請書は三好市ホームページでも、ダウンロードできます。

### ■ お問い合わせ先

- 池田・井川地区 ▼ 三好市水道課 (☎ 72・7626)
- 休日・夜間 ▼ 林浄水場 (☎ 72・7627)
- 三野地区 ▼ 三野総合支所 (☎ 72・1520)
- 山城地区 ▼ 山城総合支所 (☎ 77・4805)
- 西祖谷地区 ▼ 西祖谷総合支所 (☎ 86・1150)
- 東祖谷地区 ▼ 東祖谷総合支所 (☎ 87・2211)
- 東祖谷地区 ▼ 東祖谷総合支所 (☎ 88・2212)